

第 6 2 回 通常 総 会 議 事 録

日 時 : 令和 5 年 5 月 2 5 日 (木) 午後 3 時～
場 所 : ローズホテル横浜 2階 「ザ・グランドローズボールルーム」

議 事 :

1. 開 会

事務局長より開会を告げるとともに、本日の出席会員 3 2 社、委任状による権利行使会員 2 7 8 社、合計 3 1 0 社となり、令和 5 年 3 月 3 1 日現在の会員 4 2 6 社の過半数を越えているので、規約第 1 9 条第 1 項の規定により、本総会は有効に成立した旨、報告された。

2. 会長挨拶

花島陽治会長が挨拶を行った。

3. 議長選出

事務局長より、規約第 1 7 条第 2 項の規定により、本総会の議長は会長が当る旨報告し、花島会長が議長席についた。

4. 議事録署名人の選出

議長より、議事録署名人の立候補者を募ったところ、議長一任の発言により、次の 2 名の方を指名したい旨提案し、異議無く承認された。

議事録署名人 松下 直司 氏 横浜新港倉庫株式会社
梶谷 賢一郎 氏 日本通運株式会社川崎海運支店

5. 議事の経過及び議案別の採決の結果

第 1 号議案 : 令和 4 年度事業報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第 2 号議案 : 令和 4 年度収支決算報告並びに会計監査報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

続いて、金城監事が、会計監査の結果報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第 3 号議案 : 令和 5 年度事業計画及び収支予算案の件

議長は、事務局長に対して説明を指示した。

事務局長は、資料に基づき説明を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

議長は、以上をもって議案をすべて議了したので、本総会の議案の審議を終了する旨告げた。

6. 来賓挨拶

横浜植物防疫所の森田所長から、総会への招待及び円滑な植物検疫の推進・協力に対する謝辞に続き、植物検疫を巡る最近の情勢について概略次のような紹介があった。

- (1)令和4年の全国における数量ベースの輸出入貨物検査実績は、輸入では、前年に比べて全体的にほぼ横ばいでしたが、こく類、まめ類、油料・肥飼料・その他雑品はやや増加しています。
輸出では、前年に比べて切り花、野菜などが増加した一方、栽植用球根、栽植用種子、こく類、木材は減少、それ以外はほぼ横ばいでした。
- (2)近年、中古農業機械の国際的な移動に伴う有害動植物の侵入リスクが明らかになり、法改正により中古農業機械が検疫指定物品として規定され、新たに植物検疫の対象となりました。これにより、令和5年4月1日以降に輸入される中古農業機械については、植物防疫所の輸入検査が必要になりました。
- (3)令和5年8月5日以降、貨物で輸入される植物については、輸出国政府が発行する植物検疫証明書の添付義務が厳格化されます。令和2年8月以降、輸出国において植物検疫証明書を発給する体制整備のための準備期間(3年間)を設けているところですが、準備期間の終了まで残り3か月を切りました。
植物防疫所でも本年2月から3月にかけて全国で説明会を開催し、改めて輸入関係者の皆様に対する周知に努めているところです。つきましては、今一度、取り扱う貨物に検査証明書の添付が必要かをご確認いただき、8月5日以降には、必要な貨物については植物検疫証明書を必ず添付するよう、貴協会関係者への周知にご協力をお願いいたします。
- (4)今回の植物検疫措置の見直し(第9次改正)により、非検疫有害動植物として、球根に寄生するハナアブ3種が追加され、スイセン球根の温湯浸漬に係る規定が輸入植物検疫規程から削除されました。
- (5)条件付き輸入解禁植物に関しては、令和4年度は生果実3件が輸入解禁され、令和5年5月現在、28の国・地域から、のべ113品目の植物が解禁されています。
また、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延を受け、令和2年4月以降、植物防疫官の輸出国への派遣を見合わせていましたが、令和5年度から全ての品目について植物防疫官の派遣を再開しております。これに伴い、代替措置として実施していた輸入検査抽出数量を増やす等の対応は終了し、約3年ぶりに通常の輸入検査対応に戻ることであります。
- (6)輸出検疫関係では、輸出者からのニーズに迅速に対応するため、国際基準上、病害

虫が付着しない程度まで加工されていると判断される小麦粉、赤玉土などの高度加工品は、Web会議システムを利用したリモート検査を実施しています。

(7)国内検疫では、4月1日の改正植物防疫法の施行に伴い、国内に存在することが確認されていない等の有害動植物の一部を対象に、国内への侵入の状況等を調査する事業が法に位置付けられ、都道府県及び植物防疫所による調査事業が開始されたところです。

以上をもって議事を終了し、事務局長が閉会を宣し、午後5時終了した。

上記議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、下記のとおり記名押印する。

令和5年5月26日

横浜植物防疫協会第62回通常総会

議長 花島陽治



議事録署名人 松下直司



議事録署名人 梶谷賢一郎





議長 花島会長



来賓 横浜植物防疫所 森田所長